

**宮城県議会議会改革推進会議
中間報告書**

平成 24 年 11 月
宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	これまでの議会改革推進会議の検討経緯	1
2	今期議会改革推進会議の検討経緯	2
	(1) 検討事項の状況	2
	(2) 各検討事項の検討内容	3
	方向性が示された検討事項	3
	①検討事項 1 1 「予算調製方針の説明と政策提言等」	3
	②検討事項 1 2 「予算審議の体制整備」	4
	次期推進会議の検討事項	5
	①検討事項 1 0 「議会（本会議）の会期設定」	5
	②検討事項 1 7 「他都道府県議会との連携協力」	5
	③検討事項 「議会選出監査委員のあり方」	5
	その他	6
	①検討事項 「議員提案条例の見直し」	6
	②議会傍聴者アンケート調査集計結果の公表	6
	③委員会調査活動の報道機関への情報提供	6
3	終わりに	6
	資料 1	8
	資料 2	9
	資料 3	10
	資料 4	1

1 これまでの議会改革推進会議の検討経緯

議会改革推進会議は、平成21年6月に宮城県議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第122条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会基本条例の具体化に向けて検討が必要な19項目のうち10項目を検討することとした。

これまでの検討の結果、検討事項8「傍聴環境の整備及び関係資料の配付等」、検討事項9「議会の方向性についての議長説明（議長記者会見）」、検討事項1「常任委員会の機能強化」及び検討事項18「附属機関等の委員の就任辞退」については具体化が図られた。

また、検討事項2「特別委員会の弾力的な設置」及び検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」については、実施に向けた基本的な方向性を決定した。

さらに、検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」については、平成21年度から試行として知事等より翌年度予算に係る予算調製方針等の説明及び質疑が実施されているが、試行における成果や課題を検証し、今後本格的な実施に向けた基本的方向性を示すこととされている。検討事項12「予算審議の体制整備」については、前々期推進会議において予算特別委員会の常任委員会化の方向性が示されているが、通年議会との関わりや特別委員会との相違、常任委員会との役割分担、費用弁償等コストなどについて整理・検討が必要との課題が提起されている。

●これまでの議会改革推進会議検討状況

検討事項 1	「常任委員会の機能強化(常任委員会委員任期の改正)」・・・検討終了
	「常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)」・・・検討終了
検討事項 2	「特別委員会の弾力的な設置」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
検討事項 6	「議会と県民及び市町村との意見交換」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
検討事項 8	「傍聴環境の整備及び関係資料の配布等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
検討事項 9	「議会の方向性についての議長説明(議長記者会見)」・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
検討事項 10	「議会(本会議)の会期設定」・・・次期推進会議で検討
検討事項 11	「予算調製方針の説明と政策提言等」・・・方向性を提示
検討事項 12	「予算審議の体制整備」・・・方向性を提示
検討事項 17	「他都道府県議会との連携協力」・・・次期推進会議で検討
検討事項 18	「附属機関等の委員の就任辞退について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了

2 今期議会改革推進会議の検討経緯

(1) 検討事項の状況

今期の推進会議においては、これまでの推進会議において方向性が示された検討事項について議論を深めるとともに、新たな検討課題についても並行して検討を進めた。

検討の結果、これまでの推進会議において方向性が示された検討事項 12 「予算調製方針の説明と政策提言等」については、これまでの取り組みに加え、各部主要施策等の説明と質疑の実施を決定し、平成24年11月と12月に試行として予算特別委員会において知事・各部局長等による平成25年度予算に係る予算調製方針・各部主要施策等の説明と質疑が実施されることとなった。

また、県議会傍聴者アンケートについて、前々期の推進会議で検討され、平成21年9月定例会から本会議の傍聴者を対象に実施しているが、議会基本条例の基本理念の1つである「開かれた議会運営」を実践する点からも、その集計結果を議会ホームページで公表することを決定し、平成24年11月定例会から公表されることとなった。

(2) 各検討事項の検討内容

方向性が示された検討事項

① 検討事項 1 1 「予算調製方針の説明と政策提言等」

[検討根拠]

『議会は、知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。(議会基本条例第 2 1 条第 1 項)』

[検討内容]

二元代表制の一翼を担う議会として、執行部の予算編成等に対する関与や議会としての政策立案機能の一層の充実が求められているところである。

平成 2 4 年度については、これまでの実施内容を検証した結果、新たに各部主要施策等について説明を求め質疑を実施することとしたほか、質疑時間について各会派別質疑時間のより公平性を確保しつつ十分な時間を確保することを決定した。

具体的な実施方法は、①「当初予算調製方針の説明」を試行として実施すること、②実施時期は 1 1 月初旬と 1 2 月中旬の 2 回とすること、③執行部に対しては、1 1 月初旬に「県財政の現状」「平成 2 5 年度政策財政運営の基本方針」「平成 2 5 年度当初予算編成方針」の 3 点について、また、1 2 月中旬に「平成 2 5 年度各部主要施策等」について説明を求めること、④予算特別委員会(全体会)において実施すること、⑤質疑については各会派別質疑時間のより公平性を確保しつつ十分な時間を確保することについて議長に報告した。

当該検討項目については、次期推進会議において引き続き検討することとなるが、今年度の実施内容の成果や課題を検証した上、議会として求める説明内容や実施時期、

実施形態等を精査し、本格的実施に向けた基本的方向性を決定することが望ましい。

また、政策提言等については、知事の専権とされている予算調製権と議会との関係の整理や政策立案機能の現状を踏まえた議会としての政策立案機能のあり方などの検討が必要であることから、検討事項12「予算審議の体制整備（予算常任委員会化）」と一体的に検討することが必要である。

※参 考		
平成24年10月	3日	予算特別委員会理事会決定
平成24年11月	8日	予算特別委員会において平成25年度当初予算に係る予算調製方針等の説明（試行）の実施
平成24年12月14日		予算特別委員会において平成25年度当初予算に係る各部主要施策等の説明（試行）の実施予定

② 検討事項12「予算審議の体制整備」

〔検討根拠〕

『議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。（議会基本条例第21条第2項）』

〔検討内容〕

地方自治法の改正により複数の常任委員会への所属が可能となったこと、また、毎年設置されている予算特別委員会等を常任委員会化することにより審議の活性化を図ることが求められており、前々期の推進会議において検討した結果、予算特別委員会を予算常任委員会とすること、決算特別委員会に関しては従来どおりとするという方向性が示されている。より具体的な実態を調査するため、前期推進会議において、議会改革の先進県である三重県議会を調査した結果、通年議会との関わりや特別委員会

との相違，常任委員会との役割分担，費用弁償等コストなどについて整理・検討が必要との課題が提起された。

今期の推進会議においては，検討事項 1 1 「予算調製方針の説明と政策提言等」の実施方法を検討する中で，予算特別委員会の常任委員会化についての議論がなされた。議論の中では，予算審議の強化のために，「予算調製方針の説明」の実施の場となる予算特別委員会を常任委員会化し，常に予算をチェックできる体制が必要との意見があったが，特別委員会との相違含め常任委員会化の必要性の検討や，常任委員会化によるメリット・デメリット等の検討が必要との意見が出され，再度，検討課題を整理し，次期推進会議において引き続き検討するという結論とした。

当検討事項については，次期推進会議において引き続き検討していくこととなるが，他県の活動内容や運営内容，成果や課題等を調査し，現状との相違を含め具体的メリット・デメリットを整理・検討し，検討事項 1 0 「議会（本会議）の会期設定」と一体的に検討することが必要である。

次期推進会議の検討事項

- ① 検討事項 1 0 「議会（本会議）の会期設定」
- ② 検討事項 1 7 「他都道府県議会との連携協力」（※全国都道府県議会議長会，ブロック議長会等の動向を見ながら随時検討）
- ③ 検討事項 「議会選出監査委員のあり方」

（ 今期推進会議において検討の着手に至らなかったため，次期推進会議において検討することとなった事項である。新たに，今期推進会議において，議長からの諮問により検討事項「議会選出監査委員のあり方」が追加された。

）

その他

① 検討事項 「議員提案条例の見直し」

議員提案条例の見直しについては、社会情勢の変化等から改正が必要となっている条例があるならば、条例の制定目的の達成状況等の視点からも、常任委員会等において検討すべきであるという結論に達し議長に報告した。

② 議会傍聴者アンケート調査集計結果の公表

県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するため実施している議会傍聴者アンケートについて、議会基本条例の基本理念の1つである「開かれた議会運営」を実践する点からも、その集計結果を議会ホームページで公表すべきであるという結論に達し議長に報告した。

③ 委員会調査活動の報道機関への情報提供

県議会の活動を県民へ発信していくことは、議会改革につながるものであり、委員会の調査活動について報道機関に対し積極的に情報提供を行うべきとの意見があり、常任委員長会議等で検討すべきであるという結論に達し議長に報告した。

3 終わりに

平成21年7月の議会改革推進会議の設置以降、これまで24回、今期は10回の会議を開催し、議会基本条例の具体化に向けて検討を重ねてきた。

この間、地域主権改革大綱が示され、また、関西における広域連合の設立、九州における広域機構への取り組みなど、地域主権改革をめぐる動きは大きく変化している。

地方議会においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるという地域主権改革の動向を踏まえながら、議会のあり方を探求していく必要がある。当県議会における議会改革の検討は引き続き、次期の議会改革推進会議に委ねることとする。

資料1

●宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(議長への報告)

第七 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第八 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議題及び議事の要旨

四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第九 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

資料2

●宮城県議会議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎佐藤 光 樹
	藤倉 知 格
	渥美 巖
	小野 隆
	本木 忠 一
	川嶋 保 美
	高橋 伸 二
	佐々木 幸 士
改革みやぎ	藤原 のりすけ
	○ゆ さ みゆき
社民党県議団	本 多 祐一朗
公明党県議団	伊 藤 和 博
日本共産党宮城県会議員団	横 田 有 史
みんなの党	堀 内 周 光
みずの里	渡 辺 忠 悦

※◎は委員長，○は副委員長

●宮城県議会基本条例の具体化に向けた検討事項

No.	事 項		検討すべき内容	検討主体		決定機関
				議運	推進	
1	常任委員会の機能強化	5条3項	具体的方向性		○	議会運営委員会
2	特別委員会の弾力的な設置	5条4項	具体的方向性		○	議会運営委員会
3	参考人及び公聴会の制度の活用	12条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
4	請願に係る紹介議員又は請願者からの説明	12条2項	実施手続き	○		議会運営委員会
5	請願の処理の経過及び結果の報告要求	12条3項	実施手続き	○		議会運営委員会
6	議会と県民及び市町村との意見交換	12条4項	具体的方向性		○	代表者会議
7	議案等に対する議員の賛否の公表	14条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
8	傍聴環境の整備及び関係資料の配布等	14条2項	実施手続き		○	—
9	議会の方向性についての議長説明(議長記者会見)	15条2項	実施手続き		○	代表者会議
10	議会(本会議)の会期設定	20条	具体的方向性		○	議会運営委員会
11	予算調製方針の説明と政策提言等	21条1項	具体的方向性		○	議会運営委員会
12	予算審議の体制整備	21条2項	具体的方向性		○	議会運営委員会
13	専門的知見の活用	23条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
14	調査又は諮問のための機関の設置	23条2項	具体的方向性	—	—	—
15	知事等の反問	25条	実施手続き	○		議会運営委員会
16	知事等に対する資料請求等	26条	実施手続き	○		議会運営委員会
17	他都道府県議会との連携協力	29条	具体的方向性		○	代表者会議
18	附属機関等の委員の就任辞退について	報告書提言	具体的方向性		○	代表者会議
19	議会の議決に付すべき契約の金額基準(予定価格5億円以上)の引き下げについて	報告書提言	具体的方向性	—	—	—

●議会改革推進会議の検討経過

【H21】

日付	検討項目
平成21年 7月21日(火)	第1回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選（高橋長偉委員長，坂下康子副委員長） ○条例内容の確認及び議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について
8月10日(月)	第2回議会改革推進会議 ○議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について ・議案等に対する議員の賛否の公表 ・傍聴環境の整備及び関係資料の配布等 ・議長記者会見 ・知事等の反問
8月21日(金)	第3回議会改革推進会議 ○傍聴環境の整備及び関係資料の配布等について ○議長記者会見について ○常任委員会の機能強化について ○予算調整方針の説明と政策提言について ○今後の検討スケジュールについて
9月25日(金)	第4回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
10月21日 (水)	第5回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
11月20日 (金)	第6回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
12月16日 (水)	第7回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
平成22年 1月13日(水)	第8回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
3月4日(木)	第9回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について ○議員間討議の活性化について
4月22日(木)	第10回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について

日付	検 討 項 目
5月24日(月)	第11回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言について ○予算審議の体制整備について ○中間報告書について

【H22】

日付	検 討 項 目
平成22年 6月30日(水)	第1回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選(安部孝委員長, 長谷川洋一副委員長) ○中間報告書について
8月9日(月)	第2回議会改革推進会議 ○各会派H22議会改革推進会議検討事項に関するアンケート結果について ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○検討スケジュールについて
8月24日(火)	第3回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○予算調製方針の説明と政策提言(平成23年度当初予算調製方針の説明)について ○新規検討事項の検討順位について
10月8日(金)	第4回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○新規検討事項の検討順位について ○三重県議会調査報告について
10月18日(月)	第5回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)について ○今後の検討課題について ○検討事項の検討の方向性について
12月3日(金)	第6回議会改革推進会議 ○特別委員会の弾力的な設置について ○議会と県民及び市町村との意見交換について
12月21日(火)	第7回議会改革推進会議 ○特別委員会の弾力的な設置について ○議会と県民及び市町村との意見交換について ○附属機関等の委員の就任辞退について
平成23年 1月21日(金)	第8回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について ○中間報告書について
2月24日(木)	第9回議会改革推進会議 ○中間報告書案について
3月10日(木)	第10回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について

※東日本大震災により委員任期延期。

【H23】

日付	検 討 項 目
平成 23 年 6 月 10 日 (金)	第 1 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について
7 月 21 日 (木)	第 2 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について ○予算調製方針の説明と政策提言等について
10 月 14 日 (金)	第 3 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について

【H24】

日付	検 討 項 目
平成 23 年 12 月 19 日 (月)	第 1 回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選 (佐藤光樹委員長, ゆさみゆき副委員長) ○これまでの検討状況について
平成 24 年 2 月 29 日 (水)	第 2 回議会改革推進会議 ○検討事項の具体的検討の方向性について
3 月 13 日 (火)	第 3 回議会改革推進会議 ○検討項目の検討の優先順位について
5 月 11 日 (金)	第 4 回議会改革推進会議 ○今後の検討スケジュールについて ○予算調製方針の説明と政策提言等について
6 月 11 日 (月)	第 5 回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言等について
7 月 27 日 (金)	第 6 回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言等について
8 月 31 日 (金)	第 7 回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言等について
9 月 11 日 (火)	第 8 回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言等について
10 月 3 日 (水)	第 9 回議会改革推進会議 ○中間報告について
11 月 8 日 (木)	第 10 回議会改革推進会議 ○中間報告書案について